

府共第149号—1  
令和3年3月8日

関係団体 各位

内閣府男女共同参画局長  
林 伴子（公印省略）

### 政策・方針決定過程への女性の参画拡大について（依頼）

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

男女共同参画社会基本法に基づき、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」（以下「5次計画」という。）を令和2年12月25日に閣議決定しました。

5次計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」とこととし、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」こととしました。

また、それぞれの分野において、具体的な取組を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準として、89項目の成果目標を設けました。

つきましては、下記の事項に御留意の上、具体的な取組を積極的に進めていただきますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じて貴組織の下部団体・機関又は関係各団体・各機関に対しても、5次計画についての周知をお願い申し上げるとともに、下部団体・機関又は関係各団体・各機関との情報共有や必要なネットワークの形成等にも取り組んでいただくようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 女性活躍推進法に基づく取組の推進について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく事業主行動計画の策定等の仕組を活用し、女性の参画拡大・活躍推進に向けた積極的な取組を推進するようお願いいたします。

特に、令和元（2019）年に女性活躍推進法が改正され、令和4（2022）年4月からは、一般事業主行動計画の策定や情報公表等の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人

以上の事業主から、常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主に拡大されることから、新たに義務の対象となる団体等におかれましては、同法に基づき、適切な対応をお願いいたします。

## 2. 積極的改善措置について

女性の活躍促進は、少子高齢化に伴う人口減少が深刻化する我が国において、多様な視点によってイノベーションを促進し、我が国の経済社会に活力をもたらすものであり、持続的成長のために不可欠なものです。各主体において、女性の登用、育成に取り組んでいただくことが重要であり、意思決定過程への女性の参画を促進するため、役員登用にクオータ制を導入するなどの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を実施している職能団体等を参考に、自主的かつ効果的な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実施をお願いいたします。

5 次計画においては、民間企業の各役職段階に占める女性の割合について、令和 7（2025）年までに、係長相当職を 30%、課長相当職を 18%、部長相当職を 12%とし、東証一部上場企業役員に占める女性の割合を令和 4（2022）年までに 12%とすることを成果目標として掲げており、これらも踏まえ、積極的な取組をお願いいたします。